

もっとおきなわコンテスト委託業務 企画提案仕様書

1 委託事業名

もっとおきなわコンテスト

2 目的

若手を対象とした脚本コンテストを開催することにより、県民の文化芸術活動への参画機会を創出し、地域における文化芸術振興の機運醸成を図る。

3 委託期間及び事業予算額

- (1) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (2) 事業予算額 24,000千円以内とする。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

4 業務概要

- (1) もっとおきなわコンテスト（仮称）開催業務
若手（40歳未満）を対象にした舞台芸術に係る脚本コンテストを開催する。
- (2) 周知啓発イベント実施業務
文化庁芸術祭で大賞を受賞した舞台作品などの公演を行い、脚本制作に当たってのポイントを解説するとともにコンテストの周知を行う。
- (3) 周知広報業務
脚本コンテスト開催に当たって、応募者を広く募るための周知広報活動を行う。
- (4) 実施計画書、実績報告書、支払い関係及び事業完了報告書の作成に関する業務
- (5) その他の業務

5 委託業務の内容

- (1) もっとおきなわコンテスト（仮称）開催業務
 - ア 新作舞台のための脚本を募集することとし、県内在住かつ40歳未満の者を対象とすること。その他応募要件は、文化振興課と協議のうえ、決定すること。
 - イ 脚本の募集期間は、6か月程度とし、令和8年2月末までに選考を終えることができるよう文化振興課と協議のうえ、期間を設定すること。
 - ウ コンテストは、賞を複数設定すること。
 - エ 受賞作品のうち1作品程度を令和8年度に舞台化し、令和9年度以降に海外の芸術祭等に当該作品をエントリーする予定とする。なお、応募作品の内容によっては、舞台化に加え、映像化も実施することとする。
 - オ 受賞作品を舞台化するに当たり、受賞者に対し脚本の修正等を含めた指導を行

う者を令和8年度以降配置することを見込むこと。

カ 脚本の募集と別に、受賞作品の舞台化のため、若手の舞台に携わるスタッフや演者等（以下、「若手舞台関係者」という。）を募集し、令和8年度の舞台化等につなげること。

キ 受賞作品の舞台化に当たって、令和8年度から若手舞台関係者に対する指導を行えるよう準備を行うこと。

ク 脚本及び若手舞台関係者の選考に当たっては、複数名の委員による選考委員会を設置すること。

ケ 選考委員会の委員に「海外や文化庁の芸術祭での受賞経験がある者」、「舞台制作又は映像制作の実績がある者」及び「受賞者に対し指導を行う者」を含めること。複数の役割を一人で担うことができる場合は、1名の配置で可とする。

コ 募集及び告知等を行うため、本コンテストのホームページを制作し、運営すること。

サ 募集期間中及び受賞者決定後の問い合わせ等に対応すること。

(2) 周知啓発イベント実施業務

ア コンテストの周知を図るため、周知啓発イベントを開催すること。

イ イベントの開催時期及び場所は、令和7年8月頃に県内で開催すること。

ウ イベントは、コンテストの周知を図るとともに舞台公演及び舞台脚本制作のポイントを解説するような内容とすること。

エ イベントで行う公演は、令和元年度に沖縄の作品として初めて文化庁芸術祭大衆芸能部門で大賞を受賞した「五月九月」など、公的機関が実施した国内外のコンクールで賞を受賞したような作品をイベントの趣旨に合わせる形で実施すること。

オ イベント開催に当たって必要となるリーフレットやポスター等を制作すること。

(3) 周知広報業務

もっとおきなわコンテスト（仮称）に関する周知広報を次のとおり行うこと。

ア SNS や動画共有サイトを活用し、コンテストの周知広報を行うこと。

イ ウェブ以外の新聞や放送等のメディアの活用や、ポスター、パンフレットといった広報物を制作し、コンテストの周知広報を行うこと。

(4) 実施計画書、実績報告書、支払い関係及び事業完了報告書の作成に関する業務

ア 委託業務の内容の詳細についてまとめた委託業務完了報告書を提出すること。

提出にあたっては、文化振興課の検査を受け、検査の合格を受けて業務の完了とする。

イ 委託業務完了報告書及び支払い関係の証憑類等は、委託期間内に提出すること。

(5) その他の業務

事業目的の達成のために、その他効果的な取組を実施すること。

6 成果物

- (1) 「もっとおきなわコンテスト（仮称）開催業務」に係る応募作品及び選考資料（電子データ）
 - (2) 「周知啓発イベント実施業務」に係る制作物（電子データ）
 - (3) 「情報発信業務」に係る制作物（紙ファイル及び電子データ）
 - (4) 委託業務完了報告書（紙ファイル及び電子データ）
- ※ 電子データの納品に当たっては、DVD又はUSBメモリ等の媒体に保存して納品すること。

7 見積及び精算における経費について

- (1) 各経費については、単価、数量、内訳等の条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を計上すること。
- (2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。※1円未満の端数については切り捨てるものとする。
- (3) 見積及び精算の費目については、以下の内容で提出すること。（各費目の内容は、委託事業事務処理マニュアル（令和3年1月経済産業省大臣官房会計課）を準用している）

ア 直接人件費

事業に従事する者の作業時間に対する人件費

- (ア) 総括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また先例の少ない特殊な業務を担当する。
- (イ) 専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。
- (ウ) 専門員B：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

イ 直接経費

- (ア) 旅費 事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
- (イ) 会議費 事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
- (ウ) 謝金 事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
- (エ) 備品費 事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
- (オ) 借料及び損料 事業を行うために必要な機械器具当のリース・レンタルに要する経費
- (カ) 消耗品費 事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
- (キ) 印刷製本費 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書

等の印刷製本に関する経費

(ク) 補助人件費 事業を実施するために必要な（アルバイト等）に係る経費

(ケ) その他諸経費 事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの

例)

- 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）
- 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）
- 設備の修繕・保守費
- 翻訳通訳、速記費用
- 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等

ウ 再委託費

受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く。）

委任、準委任契約及のみではなく、請負契約も含まれるので留意すること。

エ 一般管理費

委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

本契約では、次の計算式により算出すること。

(ア 直接人件費＋イ直接経費) × 10/100 以内

オ 消費税

8 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止

委託業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

(2) 契約の主たる部分の再委託の禁止

次に記載する「契約の主たる部分」については、第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ア 委託業務の契約金額の1/2を越える業務

イ 委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務

ウ もっとおきなわコンテスト（仮称）に関する選考業務

エ 「5(2)周知啓発イベント実施業務」での公演に関する脚本・演出に係る業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

〈その他簡易な業務〉

ア 資料の収集・整理

イ 原稿・データの入力及び集計

ウ 沖縄県財務規則第 139 条第 1 項但し書きで一人から見積を取ることが認められている 10 万円未満の契約

エ その他沖縄県が認める業務

(4) 再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

9 著作権

(1) 成果物の著作権及び使用权は、原則沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。なお、コンテスト応募作品に関しては、著作権が本人に帰属することとし、沖縄県が 3 年間程度公演で活用できるようにすること。

(2) 本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、沖縄県に帰属するものとする。なお、コンテスト応募作品に関しては、先に記載した権利が本人に帰属することとし、沖縄県が 3 年間程度公演で活用できるようにすること。

(3) 業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

10 留意事項

本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

11 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

12 その他

(1) 本事業を進めるにあたっては、必ず沖縄県と協議し行うこと。

(2) 受託者は県からの要請に応じ、会議等に出席しなければならない。

- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課と協議すること。
- (4) その他、上記仕様書に示されていない事項については、県と受託者との協議の上取り決めるものとする。